

2021年、東京裁判 開廷75周年を迎えて

—東京裁判の〈遺産〉を継承する—

防衛省・市ヶ谷記念館を
考える会共同代表



春日 恒男

1. 東京裁判の〈遺産〉

デイヴィッド・コーエンと戸谷由麻の共著『東京裁判「神話」の解体』（ちくま新書、2018年）の序章によれば、近年の国際社会における東京裁判の評価は著しく変化し、ドイツのニュルンベルク裁判と並んで「国際刑事裁判所史上の基盤となる出来事だったという理解が一般化して」いるという。

その理由は「ジェノサイド罪、戦争犯罪、人道に対する罪、そのほか大規模な人権違反に対する免責をなくすための国際刑事裁判」というメカニズムが、ますます世界的に重要な役割を果たすようになってきたから」であり、「とくにニュルンベルク

ク・東京両裁判は、国際犯罪に対する個人責任の原則を認め適用した歴史的先例として評価され、「これら先例として、およそ五十年後に旧ユーゴ国際刑事裁判所（ICTY）とルワンダ国際刑事裁判所（ICTR）が設置」されたからである。

なかでも、「個人責任の原則」は1946年の国連総会決議により「国際法の中核たる原則」となり、1950年、国連の国際法委員会作成の「ニュルンベルク諸原則」の一環として定式化された。以来、これは「国際刑法分野における基本原則」となり、オランダのハーグに常設の「国際刑事裁判所」に適用される「国際刑事裁判所に関するローマ規定」（以下、ローマ規定）にもこの原則が鎮座している。

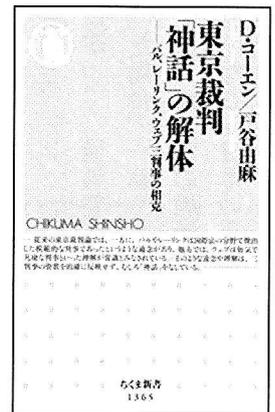
日本は、2007年のローマ規定加入以来、「ニュルンベルク諸原則を実践するため、新世代の国際刑事裁判所を支援する必要な役割を果たして」いるという。

日本は、1993年の旧ユーゴ国際刑事裁判所設置に支持票を投じ、その後も旧ユーゴ、ルワンダの国際刑事裁判を支え、2006年のカンボジア特別法廷では、その「最大援助国」となった。つまり、今日、日

本は「今日における国際社会の現場で東京裁判の遺産の擁護者、またその旗手たる役割を担っている」のである。

また、ドイツも戦後は長らくニュルンベルク裁判に対して「勝者の裁き」という評価があったが、近年、その評価を乗り越え、その遺産を積極的に継承する方向に転じている。

2014年、ドイツ政府、バイエルン州、ニュルンベルク市は「国際ニュルンベルク原則アカデミー」を設立、その公式の場所を旧ニュルンベルク裁判法廷とした。そして、現在、「国際ニュルンベルク原則アカデミー」は、1950年に定式化された「ニュルンベルク諸原則」、すなわち、「平和に対する罪、戦争犯罪、人道に対する罪は国際犯罪であり、こうした犯罪を犯す者は何人たりとも責任があり、よって処罰を免れないこと」等を「遺産」として「維持し広めること」を「使命」と



ニュルンベルク裁判（ニュルンベルク国際軍事裁判）と東京裁判（極東国際軍事裁判）

この二つの裁判は史上初の本格的な戦争犯罪裁判である。第二次世界大戦後、英米などの連合国側が日独の戦争指導者を裁いた。そこでは「通例の戦争犯罪」に加えて「平和に対する罪」と「人道に対する罪」が問われた。ニュルンベルク裁判（1945年11月20日〜46年10月1日）ではナチスドイツ指導者12名が、東京裁判（46年5月3日〜48年1月12日）では東条元首相ら7名が死刑判決を受けた。この裁判は〈勝者の裁き〉という批判や法理上の様々な問題点もあるが、侵略当事国の指導者個人を戦争犯罪人として史上初めて裁いたものであり、その意義は重要である。

以上を踏まえて、コーエンと戸谷は次のように提言をする。

このドイツの動きに照らしたとき、日本においても、「日本政府や東京都のイニシアティブによる「国際ニュルンベルク・東京原則アカデミー」の設立」がなされたら、「日本が国際刑事裁判の守護者かつ旗手たる役割を担うというコミットメントは、東京裁判とその遺産を継承しようという立場に根ざしているという、力強いメッセージを国内にも国際的にも発信することができよう」というのである。

今日まで、東京裁判について語られた言葉は、「文明の裁き」であ

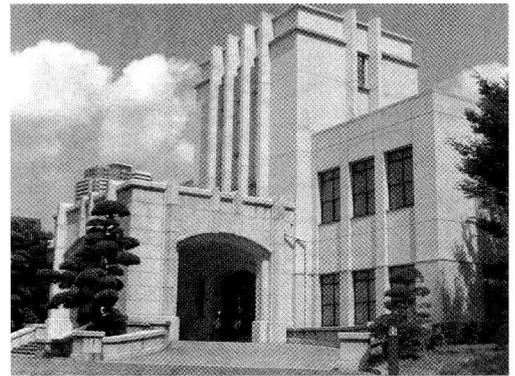
れ「勝者の裁き」であれ、すべてがその過去に関するものだった。しかし、国際刑事裁判に対する国際社会の注目により、東京裁判の（遺産）の継承という未来が語られ始めたのである。

2. 市ヶ谷記念館とその現状

「市ヶ谷記念館」とは、陸上自衛隊市ヶ谷駐屯地「1号館」の一部を、防衛庁舎（現、防衛省舎）建設に伴い、移設復原した建物（1998年、完成）である。

また、この「市ヶ谷記念館」の元である「1号館」は、1937年、陸軍士官学校本部として建設され、陸軍士官学校が座間に移転した後、1941年から敗戦まで大本営陸軍部等として使用。1946年には、極東国際軍事裁判所法廷（東京裁判法廷）が開設され、その後、1960〜94年まで陸上自衛隊施設として使用された歴史をもつ。

当初、防衛庁（当時）は、その建設工事にあたりこの建物を全面撤去する方針であった。しかし、東京裁判法廷跡という歴史的重要性を唱える市民たちによる保存運動により、かろうじてその一部保存が実現したのである。



市ヶ谷記念館

現在、同館は防衛省構内に所在し、同省に事前予約すれば、誰でも見学可能である。しかし、その歴史的重要性と保存に至る経緯にもかかわらず、その展示内容はあまりにも貧弱といわざるをえない。

同館では陸軍士官学校関連の書籍、卒業生の遺品、軍服等の展示が主であり、「東京裁判関連資料展示コーナー」は展示フロアの16分の1にすぎない。しかも、そのコーナーに展示された書籍には解説もなく、その数も26冊である。その上、著作権法上の問題という理由で、このコーナーだけが撮影禁止の措置が取られている。

また、同館内における防衛省担当者の説明は「市ヶ谷台の歩み」と題

する映画上映を中心に行われるが、その内容は「1号館」という建物の変遷をまとめたものであり、「東京裁判」についての説明は一切ない。その場で担当者が「東京裁判」に言及するのは、「1号館」が「東京裁判」に使用されたシーンが登場したときだけである。しかも、その上映を一時中断し、館内における「法廷」の位置を示すにすぎない。

3. 市ヶ谷記念館の展示改善を求めて

2016年、「防衛省・市ヶ谷記念館を考える会」は、東京裁判開廷70周年を期し、同館の展示改善を求めて発足した。そして、以下の6項目の要求を防衛省に提出した。

- ① 極東国際軍事裁判（東京裁判）の裁判官、検察官、弁護人、被告人の肖像写真とそのプロフィールの展示。
- ② 極東国際軍事裁判所憲章などを含め、裁判の経過の図示ならびに検察官の主張、弁護人の主張、被告人の主張、裁判官の判決の展示。
- ③ 東京裁判に関する内外の公刊資料の収集とその展示。
- ④ 東京裁判に関する映像資料（記録映像）の上映。
- ⑤ 「市ヶ谷記念館」設立の由来に「歴史が刻まれた建造物としての

1号館の保存に関する請願採択の国会決議」（平成6年1月）の明記。

⑥市ヶ谷記念館の大講堂内における「法廷」の復原。

その結果、昨年（2020年）、当会提供の東京裁判関連写真データ（米国公文書館所蔵）の一部が同館に展示されるに至ったが、依然として課題は残っている。

今日に至るまで当会は防衛省と二回にわたる交渉を実施した。しかし、その席上で担当官は、「市ヶ谷記念館における展示の主眼は（東京裁判）ではなく、（1号館）の歴史である。したがって、（東京裁判）に特化することはできない」と繰り返し主張している。すなわち、この防衛省の基本的な姿勢が転換されない限り、若干の展示資料の増加があったとしても根本的な改善を望むことはできない。

では、いかにしてこの姿勢を転換せたらよいか。前述のコーエンと戸谷の提言は、私たちに重要な方向を示しているように思える。

（かすが・つねお／文化資源学研究者、「極東国際軍事裁判記念館設立について」『季刊 戦争責任研究』第75号）、「市ヶ谷記念館の成立」『文化資源学』第8号など）